

退職者向け定期預金 ロングライフ

(2025年9月1日現在)

1. 商品名と概要	退職者向け定期預金 ロングライフ (定年) 退職者向けの定期預金です。お預け入れ期間は1年、3年、5年から選択できます。自動継続時は、引き続き「退職者向け定期預金 ロングライフ」として、満期日（継続日）時点におけるスーパー定期（単利型・複利型）または自由金利型定期預金（大口定期）の店頭表示金利に、「上乗せ金利」を加えた金利を適用します。
2. ご利用いただける方	以下①～②のいずれかに該当する個人のお客さま ①満60歳以上かつ老齢年金（公的年金）を受け取っていない方 ②退職金支給日から1年以内の方およびその配偶者 ＊「退職所得の源泉徴収票」等で退職金支給日を確認させていただく場合があります。 ＊配偶者がご利用いただく場合は、当金庫に100万円以上の新規預入が必要です。
3. 預金種類	スーパー定期（単利型・複利型）：1,000万円未満 自由金利型定期預金（大口定期）：1,000万円以上
4. 期間	お預け入れ日から次の期間が経過した応当日を満期日として指定することができます。 スーパー定期（単利型） : 1年 スーパー定期（複利型） : 3年、5年 自由金利型定期預金（大口定期）: 1年、3年、5年 ＊満期時は、自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。
5. お預け入れ方法	<p>(1) お預け入れ方法 一括してお預け入れいただきます。</p> <p>(2) お預け入れ金額 100万円以上（上限なし）</p> <p>(3) お預け入れ単位 1円単位</p>
6. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。

7. 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> お預け入れいただいた金額に応じて、お預け入れ時のスーパー定期（単利型・複利型）または自由金利型定期預金（大口定期）の店頭表示金利（預入期間1年・3年・5年）に、「上乗せ金利」（1年：+年0.15%、3年：+0.20%、5年：+0.25%）を加えた金利を満期日まで適用します。 <p>* 「上乗せ金利」は、金利情勢により変更・中止する場合があります。</p>
(2) 利払い方法	<p><スーパー定期（単利型）・自由金利型定期預金（大口定期）></p> <p>満期日以後に一括して利払いいたします。</p> <p><スーパー定期（複利型）></p> <p>半年複利で計算し、満期日以後に一括して利払いいたします。</p> <p>【自由金利型定期預金（大口定期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべて単利型となります。 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して利払いいたします。 預入期間2年以上のものは1年ごとの応当日に中間利払いをいたします。 <p>中間利払時の利率…約定利率×70%（小数点第4位以下切り捨て）</p>
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%） <p>*復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>*マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は、非課税となります。</p>
9. 手数料	――
10. 付加できる特約条項	
(1) 当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうち、いずれか少ない金額とします。 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には、定期預金利率の低い方から適用されます。

II. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い

<スーパー定期（単利型）>

- ・満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。
- ・中間利払い済みである場合、利息計算の結果、支払済みの中間利息が中途解約利息額を上回る場合があります。その場合、利息の差額分は解約元金から控除いたします。

<スーパー定期（複利型）>

- ・満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻しいたします。

【預入期間3年未満】

中途解約日までの預入期間	中途解約利率
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%
1年以上3年未満	約定利率×70%

【預入期間3年以上4年未満】

中途解約日までの預入期間	中途解約利率
1年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
2年以上4年未満	約定利率×70%

【預入期間4年以上5年未満】

中途解約日までの預入期間	中途解約利率
1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率
1年6か月以上2年6か月未満	約定利率×20%
2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
3年以上5年未満	約定利率×60%

【預入期間5年以上7年未満】

中途解約日までの預入期間	中途解約利率
1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率
1年6か月以上3年未満	約定利率×20%
3年以上4年未満	約定利率×40%
4年以上7年未満	約定利率×70%

12. 一部払い戻しのお取り扱い	<p>スーパー定期（複利型）については、お預け入れ後1年経過後、預入金額が100万円を超える金額のみ一部払い戻しが可能です。ただし、預入金額が300万円以上のお取扱いの場合は、300万円を超える金額のみ一部払い戻しができます。</p> <p>*スーパー定期（単利型）および自由金利型定期預金（大口定期）のお取扱いはできません。</p> <table border="1" data-bbox="557 444 1448 619"> <tr> <td data-bbox="557 444 890 534">一部払い戻し時の利率</td><td data-bbox="890 444 1448 534">お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記IIの中途解約利率によります。</td></tr> <tr> <td data-bbox="557 534 890 619">一部払い戻し後の適用利率</td><td data-bbox="890 534 1448 619">一部払い戻し後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。</td></tr> </table>	一部払い戻し時の利率	お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記IIの中途解約利率によります。	一部払い戻し後の適用利率	一部払い戻し後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。
一部払い戻し時の利率	お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記IIの中途解約利率によります。				
一部払い戻し後の適用利率	一部払い戻し後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。				
13. 預金保険制度	この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。				
14. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧いただくな、窓口にお問い合わせください。				
15. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】0120-226616 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けください、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://tokai.rokin.or.jp/</p>				
16. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話:052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話:0564-54-9449）、東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・また、お客様から、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>				

17. その他

- ・他の金利上乗せ定期預金との重複適用はできません。
- ・ろうきんダイレクト（インターネットバンキング）での、お預け入れ、払い戻しはできません。
- ・ATMでのお預け入れはできません。払い戻し（解約）は総合口座通帳に限り可能です。（ただし、元利金払い戻し先の総合口座普通預金キャッシュカードが必要です。）
- ・予告なく、本商品の内容の見直しや取扱いを中止させていただく場合がございます。

東海労働金庫